

交通バリアフリー法における 道路の構造基準について

建設省道路局企画課構造基準第一係長

わたなべ りょういち
渡邊 良一

1

はじめに

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「交通バリアフリー法」。以下「法」と言う。)が、平成12年11月15日に施行された。これとあわせて、法に基づく「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」も建設省令として同日公布・施行された。本基準は、交通バリアフリー法に基づいて道路管理者が移動円滑化のための道路特定事業を実施する際に適合すべき基準として、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する歩道や立体横断施設等の構造および案内標識、視覚障害者誘導用ブロックの設置等について規定するものである。また、歩行者に対する道路案内を充実するために、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下「道路標識令」という。)の一部改正もあわせて行った。

本稿では、交通バリアフリー法、法に基づく道路の構造に関する基準および道路標識令の一部改正について、概要を紹介することとしたい。

2

交通バリアフリー法の概要

(1) 法の趣旨

高齢者・身体障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むためには、公共交通機関を利用した移動の果たす役割がきわめて大きいことから、その移動について、所要設備の整備等により身体の負担を軽減し、その利便性および安全性の向上を促進することが不可欠となっている。

このため、法は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設の整備とあわせて、旅客施設と官公庁施設や福祉施設等を結ぶ道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進すること等をその趣旨としている。

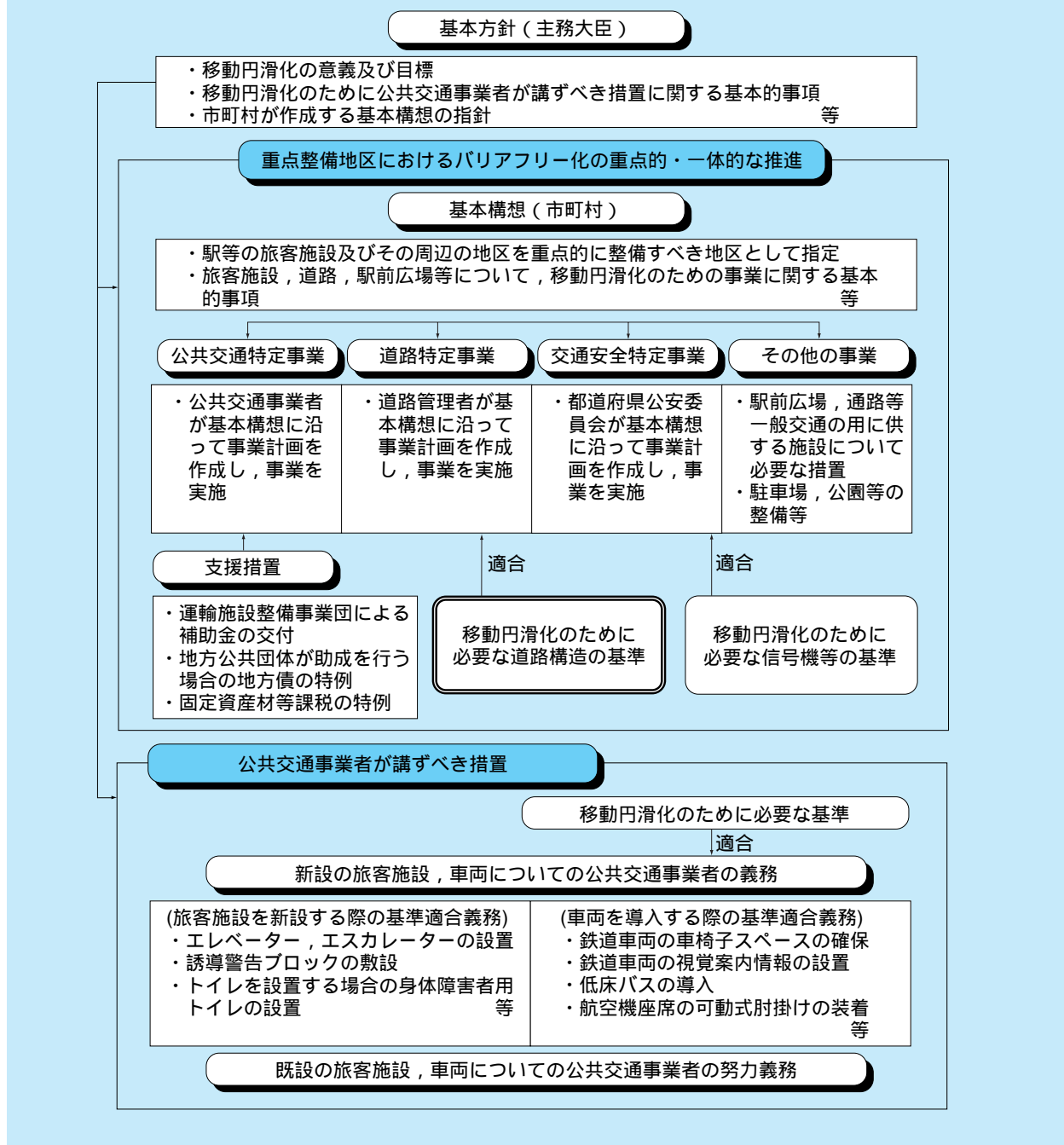
(2) 法の基本的枠組み

法の基本的枠組みについて、図 - 1 に示す。

① 基本方針

国は、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動の利便性および安全性の向上を、地方公共団体、道路管理者、都道府県公安委員会、公共交通事業者等の関係者と連携しつつ総合的かつ計画的に推進するために基本方針を作成し、平

図 1 高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律のスキーム図



成12年11月15日に告示した。基本方針のうち，道路特定事業に関連する部分の概要を以下に示す。

移動円滑化の目標

重点整備地区内の主要な特定経路を構成する道路，駅前広場，通路等について，原則として平成22年までに移動円滑化を実施する。

基本構想の指針となるべき事項

移動経路

対象となる事業は，基本構想において定められ

る高齢者，身体障害者等の円滑な移動の経路を確保するための事業であり，事業が実施されるおおむねの移動経路を基本構想に記載する。

特定事業

特定事業としては，具体的には，特定旅客施設および特定車両について公共交通特定事業，道路等について道路特定事業，信号機の設置等について交通安全特定事業があり，移動経路に応じおのおのの事業特性を踏まえ，必要となる事業につい

て基本構想に記載する。

② 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

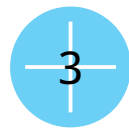
市町村は、基本方針に基づき、(a)旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であること、(b)旅客施設を利用する高齢者または身体障害者の人数が(a)に該当する旅客施設を利用する高齢者または身体障害者の人数と同程度以上であると認められること、(c)旅客施設の利用の状況からみて、移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められること、のいずれかの基準を満たす旅客施設を中心とした地区において、道路や旅客施設等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するための基本構想を作成する。基本構想に記載される内容は、移動円滑化に関する基本的な方針、重点的に整備すべき地区の位置および区域、移動円滑化のために実施すべき特定事業に関する事項等となっている。

道路管理者、都道府県公安委員会および公共交通事業者等は、基本構想に即してそれぞれ具体的に事業区間、事業内容、事業予定期間等を記載した事業計画(特定事業計画)を作成し、バリアフリー化のための事業(特定事業)を実施する。

③ 道路特定事業

道路管理者が実施する道路特定事業は、歩道、道路用エレベーター、案内標識等移動円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業及び歩道の拡幅、路面の構造の改善等道路の構造の改良に関する事業である。道路特定事業計画の策定に当たっては、公共交通機関の旅客施設から官公庁施設、福祉施設などの目的地への経路(特定経路)等について、歩行空間がネットワークとして整備されるよう計画することとなる。また、道路特定事業計画に定められた道路特定事業は、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に適合するよう実施される。なお、道路特定事業計画には、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施する

その他の道路特定事業について定めることができる。



交通バリアフリー法における道路の構造基準について

(1) パブリック・コメントの実施状況

基準の策定に当たっては、高齢者、身体障害者等をはじめ広く国民の意見を反映することの必要性から、有識者、福祉関係団体の代表、福祉分野の専門家、行政担当者等の参加による「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を平成12年6月および10月に開催したほか、同年7月25日から8月25日の1カ月間にわたり、パブリック・コメントを実施した。これは、法の採決に当たり、政府のバリアフリー化への取り組みに関し、基本方針や関連基準等の作成に当たっては、高齢者、身体障害者等の意見を聴く等により、それらが十分に反映されるよう努めること等を内容とする附帯決議がなされたことを踏まえたものである。

基準の検討案は、建設省道路局ホームページへの掲載、希望者への郵送(点字資料も用意)等により公開し、最終的に1,010件のご意見をいただいた。なお、パブリック・コメントに寄せられたご意見に対する建設省の考え方を、近日中に道路局ホームページ上で公開する予定でいる。

(2) 道路の構造基準の概要

本基準は、交通バリアフリー法に基づいて道路特定事業を実施する際に適合すべき基準として、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する歩道、立体横断施設、乗合自動車停留所、路面電車停留場ならびに自動車駐車場の構造および案内標識や視覚障害者誘導用ブロックの設置等について規定するものである。

以下、本基準の概要について説明することとする。

移動経路の構成

・高齢者、身体障害者等の移動円滑化のために必要な道路(特定経路を構成する道路)には、歩道または自転車歩行者道を設置し、自動車と分

図 2 歩道の標準横断面図

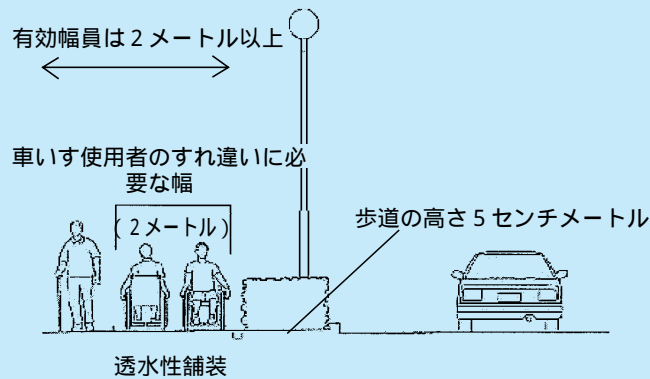
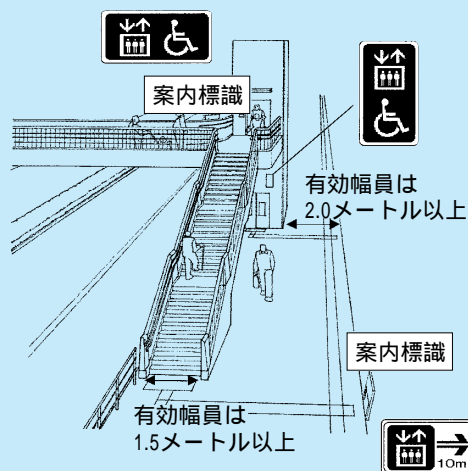


図 3 エレベーター付き立体横断施設



離れた空間を確保する。

歩道の基本的構造（図 2）

- ・歩道の幅員は、歩行者が実際に通行できる幅員（有効幅員）を基本とし、道路構造令の幅員の規定を「有効幅員」と読み替えて、歩道にあっては2 m 以上、自転車歩行者道にあっては3 m 以上連続して確保する。
- ・歩道は原則として透水性舗装とする。
- ・勾配は原則として、縦断方向に5 %以下、横断方向に1 %以下とする。
- ・視覚障害者の安全な通行を確保するため、歩道は縁石により区画する。
- ・縁石の高さは、15cm 以上とし、必要に応じて歩車道境界に植樹帯、並木またはさくを設置する。
- ・歩道面の高さは、5 cm を標準とし、車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して設定する。

- ・歩道が横断歩道に接続する歩車道境界部の段差は2 cm を標準とする。

立体横断施設（図 3）

- ・高齢者、身体障害者等の移動の円滑化に必要な立体横断施設には、原則としてエレベーターを設置する。

その他

- ・乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場等についても、移動円滑化の観点から必要な構造を規定する。
- ・主要な交差点等においては、病院等の主要施設、エレベーター等の移動支援施設等を標識や視覚障害者誘導用ブロックで案内するとともに、必要に応じて点字または音声等により案内する施設を設置する。
- ・積雪寒冷地においては、必要な箇所に融雪施設等を設置することにより、冬期における移動円

図 4 新たに位置付けた道路標識



滑化を確保する。

4 道路標識令の一部改正

道路の構造に関する基準の制定とあわせて、高齢者、身体障害者等を含む歩行者の安全かつ円滑な移動の確保のために必要な案内情報を提供することに対する社会的要請を踏まえ、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の一部を改正した。

今回の改正では、新たに「エレベーター」「乗合自動車停留所」「便所」等の歩行者用の案内標識を位置付けるとともに、より分かりやすい案内の方法を位置付けた。改正の概要については次のとおりである。

- ① 歩行者用の案内標識として、「エレベーター」「エスカレーター」「傾斜路」「乗合自動車停留所」「路面電車停留場」および「便所」を案内する道路標識を新たに設けた（図 4(1)）。
- ② 官公庁施設や福祉施設等を案内する「著名地点」の案内標識に、高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する道路を経由して到達できる旨を表示することができることとした（図 4(2)）。
- ③ 地図（その略図を含む）を用いて、著名地点

やエレベーターの位置等を面的に表示することができることとした。

- ④ 「駐車場」「エレベーター」「傾斜路」および「便所」を表示する案内標識に、高齢者、身体障害者等の利用に適する施設である旨を表示することができることとした（図 4(3)）。

5 おわりに

交通バリアフリー法の制定は、高齢者、身体障害者等を含む、誰もが安心して、積極的に社会参加できる環境の形成を目指す社会的な要請を受け、関係省庁が連携して一体的・重点的に取り組んでいくための枠組みを定めたもので、政府の取り組みとして非常に意義深いものと考えている。

建設省としては、この法律に基づく重点整備地区をはじめ、さまざまな地域において、誰もが円滑に通行できるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に積極的に取り組んでいけるようさらに高齢者、身体障害者等の意見を聴きつつ、ガイドラインを作成していくこととしている。

なお、道路の構造に関する基準および道路標識令は、建設省道路局ホームページ（<http://www.moc.go.jp/road/>）の「道路技術基準・標識」のコーナーに掲載している。